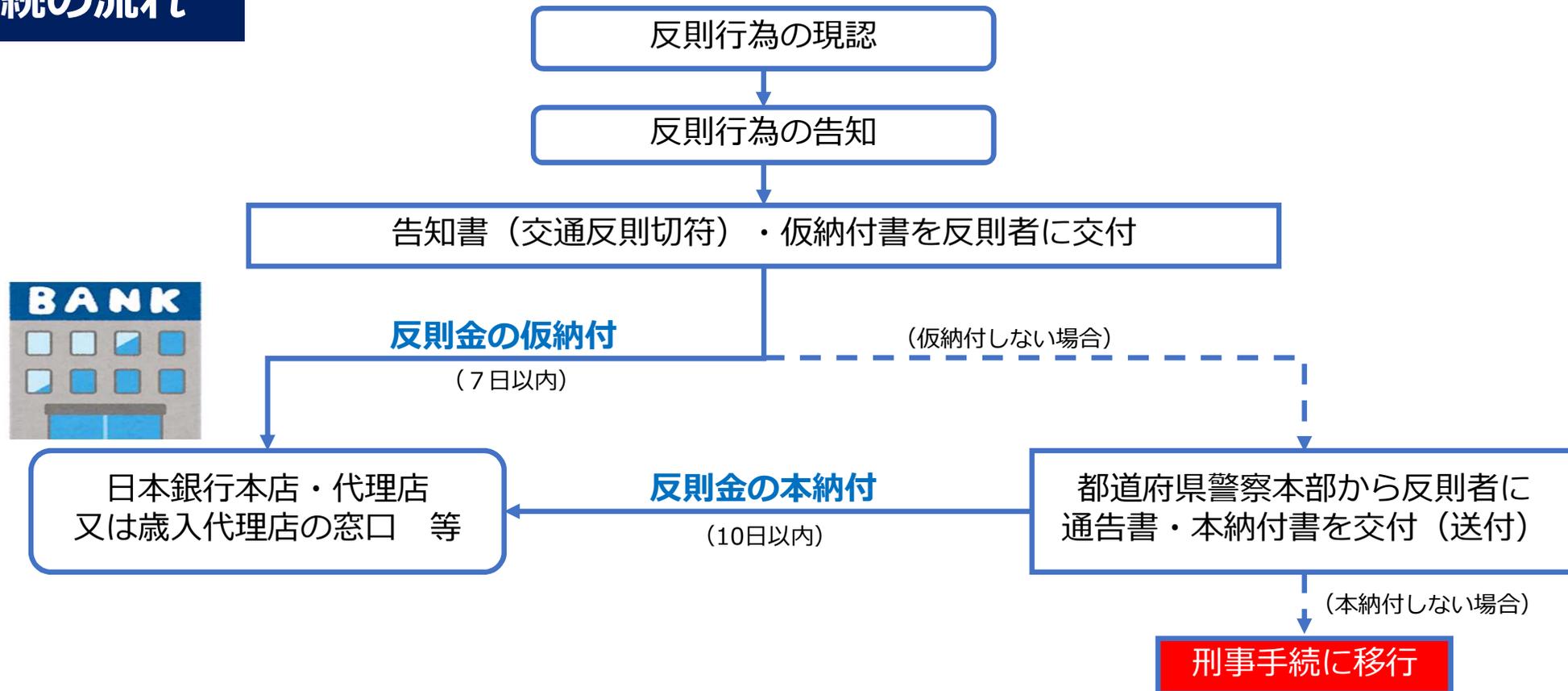


# 交通反則通告制度の概要

## 概要

交通反則通告制度は、車両等の運転者がした道路交通法違反行為のうち、比較的軽微であって、現認、明白、定型的なものを反則行為とし、反則行為をした者（一定の者を除く。）に対し、行政上の手続として、警視総監又は道府県警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について公訴が提起されず、一定期間内に反則金を納付しなかったときは、本来の刑事手続が進行することを内容とする制度です。

## 手続の流れ



※ 交通反則切符の供述書欄への署名及び押印（指印）は、任意で求めるものであり、強制ではありません。